

生物群集保護林における地帯区分設定の考え方（案）

- 保全利用地区（バッファゾーン）は、原則として、既存の保護林区域内に設定する。
- 人工林に接する部分については、人工林施業の影響が保存地区（コアゾーン）に直接及ばないようにする観点から、当該部分に保全利用地区を設定する。（保護林区域に外接する天然林保護樹帯の有無も考慮する。）
- 天然林に接する部分については、保全利用地区は不要とする。
- 保全利用地区は、原則として、樹高の概ね2倍程度以上の幅を持たせる（50m以上など）。
- 保全利用地区は、原則として、植生の変化する線、または、尾根線・谷線・幅のある稜線の肩の部分等の地勢線を利用して設定する。そのあたりに既設の小班界がある場合は、その小班界を利用して設定する。
- 保護林区域の内接部に既設の登山道等がある場合は、それらの施設敷が保全利用地区に含まれるようにする。

生物群集保護林

(3) 地帯区分

生物群集保護林は、原則として一の区域について保存地区及び保全利用地区に区分するものとする。ただし、地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合は、この限りでない。

ア 保存地区は、自然状態が十分保存された天然林を主体とする区域とする。

いわゆる「コアゾーン」

イ 保全利用地区は、保存地区に外部からの影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすために必要と考えられる広がりを持つ、原則として保存地区と同質の天然林を主体とする区域とし、天然林と一体的に保護・管理することが相応な人工林を含めることができるものとする。

いわゆる「バッファゾーン」

「**地帯区分を行う合理的な理由が見いだせない場合**」の林野庁による例示

均質な天然林で区分が難しい上に、外部からの影響も考えられない場合など

地帯区分設定の例(案)

剣山植物群落保護林 (徳島森林管理署管内)

見直し案：剣山生物群集保護林

